

本和訳は、JICA技術協力専門家が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令等を理解するための参考資料として公開するものです。利用者は、JICAのサイトポリシー (<https://www.jica.go.jp/policy/index.html>) に従って本和訳を利用してください。JICAは、本和訳の内容の正確性について保証せず、利用者が本和訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

2018年競争法 経済集中規制に関するガイドライン

商工省
競争・消費者保護庁
経済集中規制課

内容

I. 2018年競争法

1. 規制範囲
2. 適用対象
3. 経済集中の届出
4. 禁止される経済集中
5. 経済集中に関する決定
6. 経済集中の違反行為、および罰則規定

II. 2018年競争法の施行細則

1. 経済集中の届出基準
2. 経済集中の予備評価
3. 経済集中の正式評価
4. 経済集中届出書類の受領・処理の流れ
5. 経済集中事件の審査・処理の流れ

I. 2018年競争法

1. 規制範囲

第1条:規制範囲(競争法第23/2018/QH14号)

本法は、競争制限行為、ベトナム市場において競争制限効果を及ぼす、またはその可能性のある経済集中行為、不公正な競争行為、競争法執行手続、競争法違反処分、競争に関する国家管理について規定する。

2. 適用対象

第2条:適用対象((競争法第23/2018/QH14号)

1. 生産、販売を行い、公益サービスを提供する組織、個人（以下、事業者と称する）、国の独占分野の業種・分野において事業を行なっている事業者、公益行政機関、ベトナムにおいて事業を行なっている外資系企業。
2. ベトナムにおいて事業を行なっている業界、専門職協会
3. 関連する国内外の機関、組織、個人

3. 経済集中の届出


- ✓ 2018年競争法第33条の規定に基づいて、経済集中に参加する事業者は、経済集中届出基準に該当する場合、経済集中を行う前に国家競争委員会に経済集中に関する届出書類を提出しなければならない。
- ✓ 届出基準は以下の通り:




- ・ 経済集中に参加する企業のベトナム市場における総資産



- ・ 経済集中に参加する企業のベトナム市場における総売上高



- ・ 経済集中の取引価値



- ・ 経済集中に参加する企業の関連市場における合算マーケットシェア

4. 禁止されている経済集中

ベトナム市場において相当程度の競争制限効果を及ぼす、あるいはその可能性のある経済集中を実施すること。

(2018年競争法 第30条)



5. 経済集中に関する決定

経済集中に関する決定は決定発出の日から5営業日以内に経済集中に参加する企業に送付される。

経済集中を認める場合

条件付きの経済集中の場合

禁止される経済集中の場合

分割、経済集中に参加している企業の一部株式・資産を売却する。

経済集中後の契約において商品・サービスの売買価格、またはその他の条件等を拘束する

条件付き
経済集中

競争制限による影響を解消する措置

経済集中による積極的効果を強化するためのその他の措置

6. 経済集中規制の違反行為とその罰則

競争分野における行政処分に関する規定である2018年競争法第44条、
2019年9月26日付第75/2019/ND-CP施行細則を根拠とする

1. 法規定に従った経済集中届出をしていない企業

- ・ 経済集中に参加する企業が違反行為を実施した年の前年度の関連市場における総売上高の1～5%の罰金が課される。

2. 競争法第36条第3項の規定に該当する場合を除き、第36条第2項の規定に従い、国家競争委員会による予備評価結果の通知がなされない中で経済集中を実施した企業

- ・ 経済集中に参加する企業が違反行為を実施した年の前年度の関連市場における総売上高の0.5～1%の罰金が課される。

3. 正式評価の対象企業で、競争法第41条の規定に基づく国家競争委員会による決定がなされない中で経済集中を実施した企業

- ・ 経済集中に参加する企業が違反行為を実施した年の前年度の関連市場における総売上高の0.5～1%の罰金が課される。

4. 条件付き経済集中に関する決定において指示された要件を実施しない、あるいは十分に実施していない企業

- ・ 経済集中に参加する企業が違反行為を実施した年の前年度の関連市場における総売上高の1～3%の罰金が課される。

5. 国家競争委員会の決定により経済集中が禁止された場合、経済集中を実施した企業

- ・ 経済集中に参加する企業の違反行為を実施した年の前年度の関連市場における総売上高の1～3%の罰金が課される

6. 競争法第30条の規定により禁止される経済集中を実施した企業

番号	禁止行為	罰則
1	禁止される吸収合併行為	<p>▶存続企業に対して、違反行為を実施した年の前年度の存続企業及び消滅企業の関連市場における総売上高の1～5%の罰金</p> <p>▶解消措置 (i) 合併した企業を分割させること;(ii) 存続企業の契約において商品、サービスの売買価格またはその他の取引条件に関する規制を設定こと</p>
2	禁止される新設合併行為	<p>▶経済集中後の企業に対して、違反行為を実施した年の前年度の経済集中に参加した各企業の関連市場における総売上高の1～5%の罰金</p> <p>▶追加罰則:経済集中を行った企業に発給済みの企業登録証明書を回収する。</p> <p>▶解消措置 (i) 合併した企業を分割させること;(ii) 経済集中後に新設された企業の契約において商品、サービスの売買価格またはその他の取引条件に関する規制を設定すること</p>

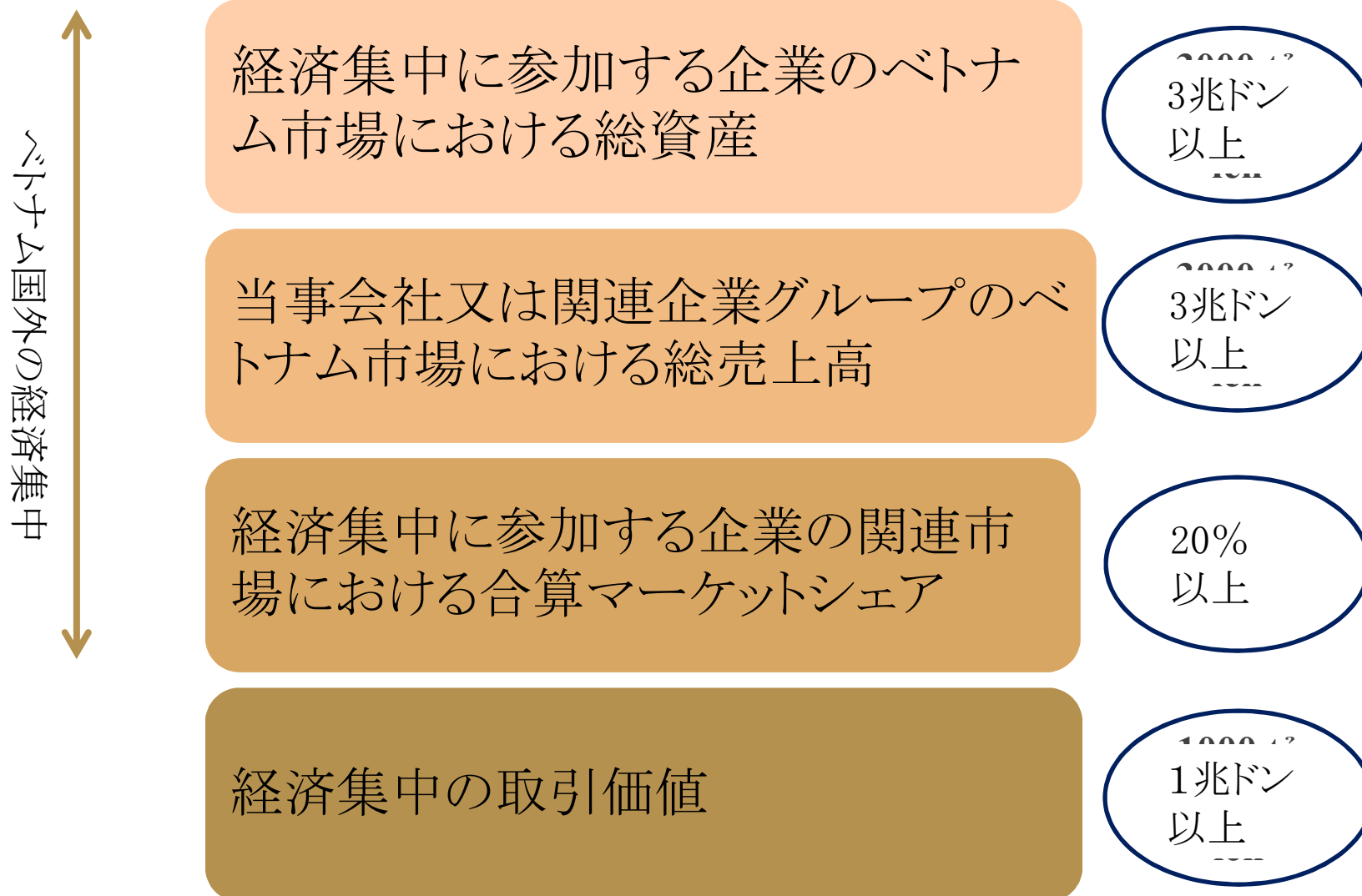
番号	禁止行為	罰則
3	禁止される買収行為	<p>▶競争法第30条により禁止される他の企業への出資、財産の一部、または全部の買収を行った場合、買収した企業に対して、買収した企業及び買収された企業における違反行為を実施した年の前年度の総売上高の1～5%の罰金</p> <p>▶ 解消措置: (i) 買収した出資・資産の一部、または全部を売却させる; (ii) 買収した企業の契約において売買価格またはその他の取引条件に関する規制を設定する。</p>
4	禁止される合併行為	<p>▶ 違反行為を実施した年の前年度の関連市場における総売上高の1～5%の罰金</p> <p>▶加重措置:合併会社に発給した企業登録証明書の取消(回収)</p> <p>▶解消措置:合併会社の契約において売買価格、またはその他の取引条件に関する規制を設定する</p>

II. 競争法の施行細則政令

(第 35/2020/ND-CP号細則政令)

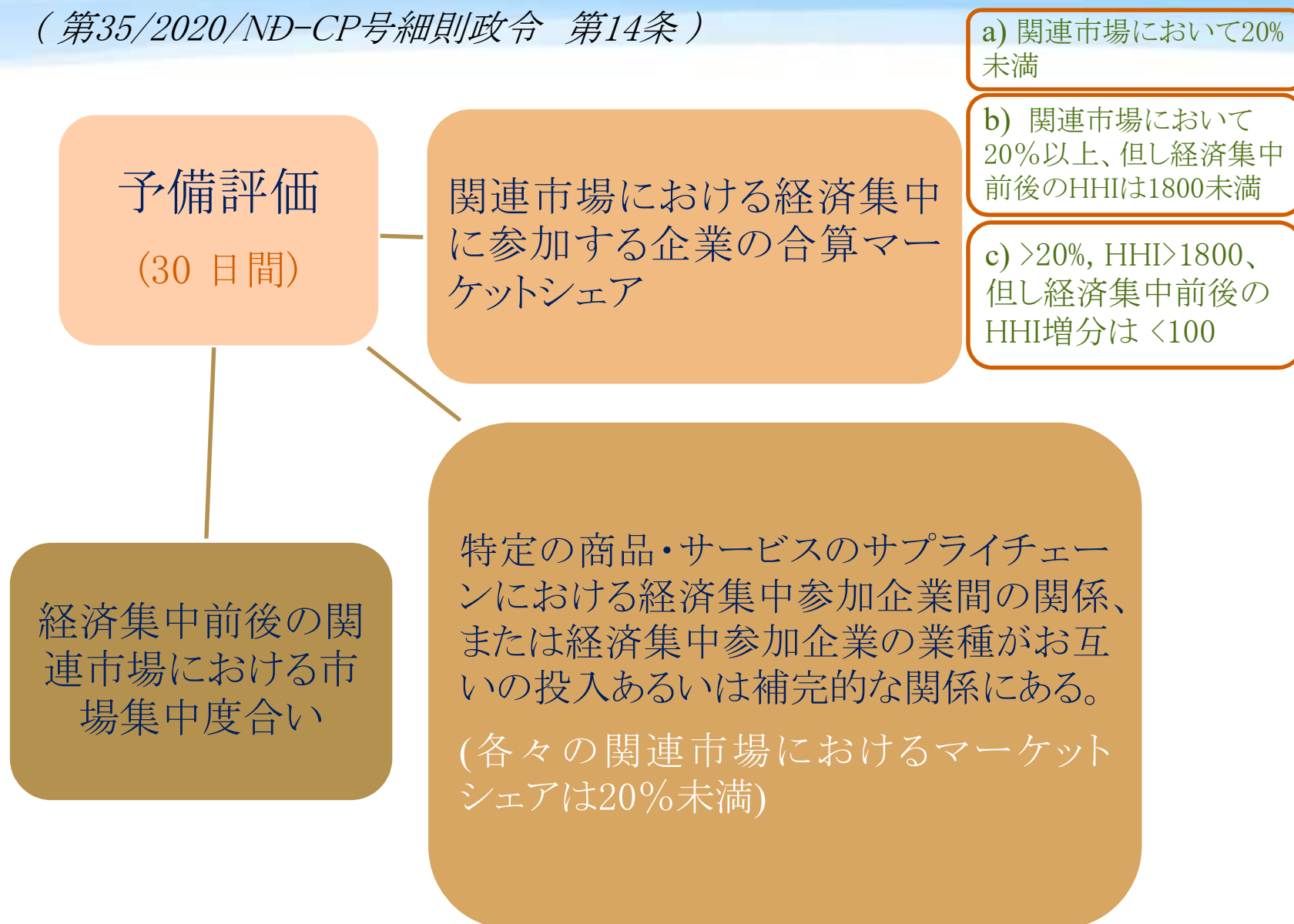
1. 経済集中届出基準
2. 経済集中事案の予備評価
3. 経済集中事案の正式評価
 - 3.1 経済集中による相当程度の競争制限効果の発生、またはその可能性について評価
 - 3.2 経済集中による積極的な効果の評価
 - 3.3 経済集中に関する決定
4. 経済集中届出書類の受理と処理の流れ
5. 経済集中事件の審査手続及びその処理

1. 経済集中届出基準 (施行細則政令 第13条)



2. 予備評価

(第35/2020/ND-CP号細則政令 第14条)



3. 正式評価

(第35/2020/ND-CP号細則政令第14条第4項)

競争制限効果の評価

積極的な効果

1. 国際市場におけるベトナム企業の競争力強化
2. 国の戦略、マスタープランに従った産業、分野、科学技術等の発展に対する積極的な影響
3. 中小企業育成に対する積極的な影響

相当程度の競争制限効果

1. 関連市場における合算マーケットシェア
2. 関連市場における市場集中度合い
3. 各企業間の関係
4. 経済集中による競争優位性
5. 経済集中後に事業者が価格を高め、または利益率を増加させる能力
6. 経済集中後の他の事業者の市場参入・拡大を排除または阻止する能力
7. 経済集中に参加する企業の産業・分野の特殊な要素

3.1. 経済集中による相当程度の競争制限効果、またはその効果を及ぼす可能性の評価

16

5. 以下の一つまたは複数の要素に基づき評価される、経済集中後に事業者が価格を高め、または利益率を増加させる能力

- a) 経済集中後の事業者が、関連市場において商品・役務の価格を引き上げ、製造量または取引条件を変更する可能性に基づいて予想される需要の変化
- b) 経済集中後の事業者が、商品・役務の価格を引き上げ、製造量または取引条件を変更する可能性に基づいて、関連市場における競争事業者の供給について予想される変化
- c) 経済集中に参加する事業者への投入商品・役務を供給する事業者の価格、製造量、取引条件の予想される変更
- d) 市場における競争事業者が、販売価格または利益率を増加させるために、協調または合意を行うこととなる条件およびそのおそれ
- dd) 経済集中後、事業者が価格または利益率を増加させる能力に影響を与えるその他の要素

6. 以下の一つまたは複数の要素に基づき確定される、経済集中後の他の事業者の市場参入・拡大を排除または阻止する能力

- a) 経済集中前後の、製造・販売のために必要な要素を統制する程度
- b) 経済集中前の段階における、分野・領域内の競争の特徴および経済集中に参加する事業者の競争行為
- c) 本政令第8条に定める市場参入・拡大の障壁
- d) 経済集中後に、事業者が他の事業者の市場参入・拡大を排除または阻止する可能性を高めるその他の要素

3.2. 経済集中による積極的な効果の評価

17

第35/2020/ND-CP号細則政令第16条: 経済集中による積極的な効果の評価内容:

以下の要素の一つまたは複数の要素の組合せに基づき、経済集中の積極的な効果の評価する

1. 以下の場面において評価される、国家の戦略・計画に従った分野・領域または科学、テクノロジーの発展に向けた積極的な効果

- a) 政府または政府首相が承認した分野・領域の戦略・計画において示される目標に適合する経済集中により実現しうる地方、産業、事業分野および社会の規模、リソースによって経済効率を促進させる可能性
- b) 商品・役務の価格を引き下げ、品質を向上させ、または消費者およびコミュニティの利益に資することを目的として生産性、品質、経営効率を向上させるため、経済集中後の事業者が科学およびテクノロジーの進歩を活用する程度

2. 経済集中によりもたらされると予想される、中小事業者の市場参入・拡大の機会および条件、または中小事業者による商品・役務のサプライチェーン、流通ネットワークへの参加の機会および条件に関する評価に基づき検討される、中小事業者の発展に向けた積極的な効果

3. 経済集中後の事業者の国内の製造・消費、商品・役務の輸出の規模拡大による経済集中の積極的な効果に基づき評価される、国際市場におけるベトナム事業者の競争力の増大

3.3. 経済集中に関する決定の発出

競争法第41条、第42条、第43条及び第30条(禁止される経済集中)

第41条:経済集中に関する決定

1. 経済集中の評価終了後、国家競争委員会は以下の内容の一つに関する決定を発出する。

a) 経済集中が実施できる(競争法第43条)

- 1. 企業に関する法規定、関連するその他の法規定に基づく経済集中を行うための手続きができる。
- 2. 条件付き経済集中の場合、経済集中前後には国家競争委員会が発出した経済集中決定に従ってすべての経済集中条件を実施しなければならない。

b) 条件付き経済集中(競争法第42条)

- 1. 経済集中に参加する企業の出資・資産を分割・売却する
- 2. 経済集中後に設立された企業の契約において商品・サービスの売買価格、またはその他の取引条件に関する内容を規制する
- 3. 市場において競争制限への影響の問題解消措置
- 4. 経済集中の積極的な効果を強化するための措置

c) 禁止される経済集中に該当する場合(競争法第30条)

ベトナム市場において相当程度の競争制限効果、またはその効果を及ぼす可能性がある経済集中は禁止される。

第41条:経済集中に関する決定(続き)

2. 本条第1項が規定する経済集中に関する決定は、経済集中に参加する各事業者に対して、決定発出の日から5 営業日以内に送付されなければならない。
3. 国家競争委員会が期限内に決定を発出せず、事業者に損害を引き起こした場合、法規定に従って損害賠償をしなければならない。

4. 経済集中届出書類の受領と処理の流れ

予備評価
手続

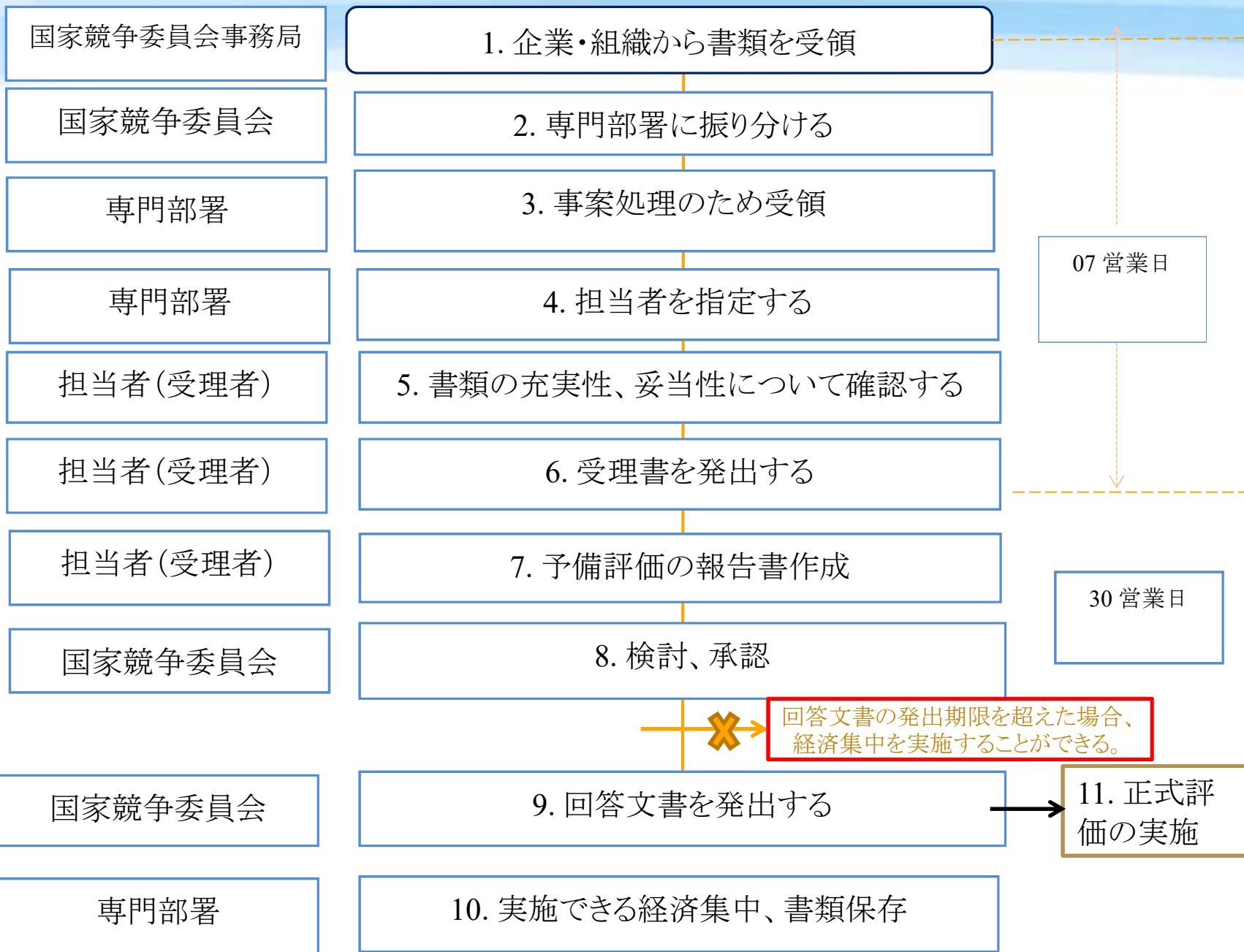
正式評価
手続

実施担当

実施の流れ

実施期間²¹

予備評価の流れ

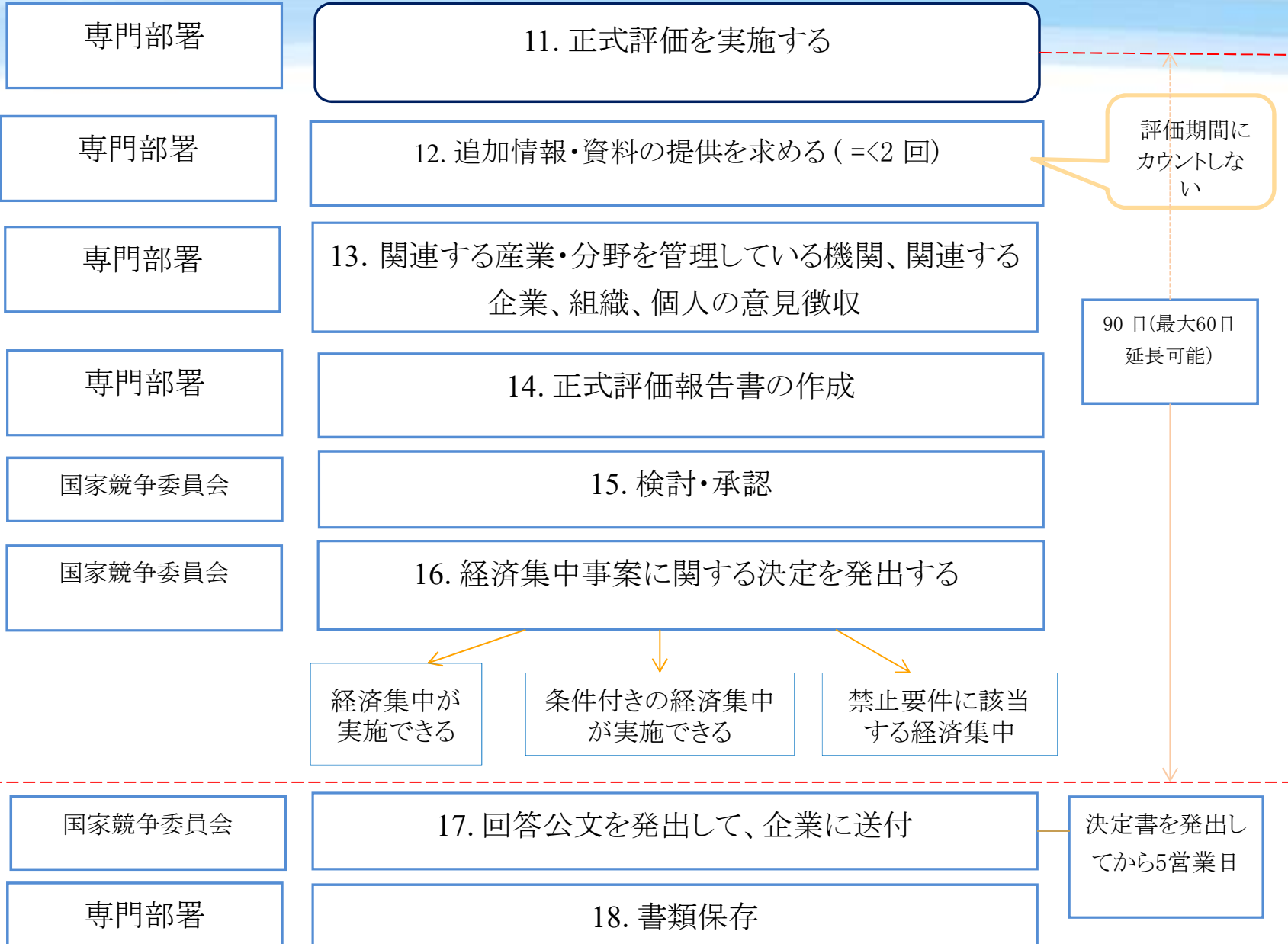


正式評価の流れ

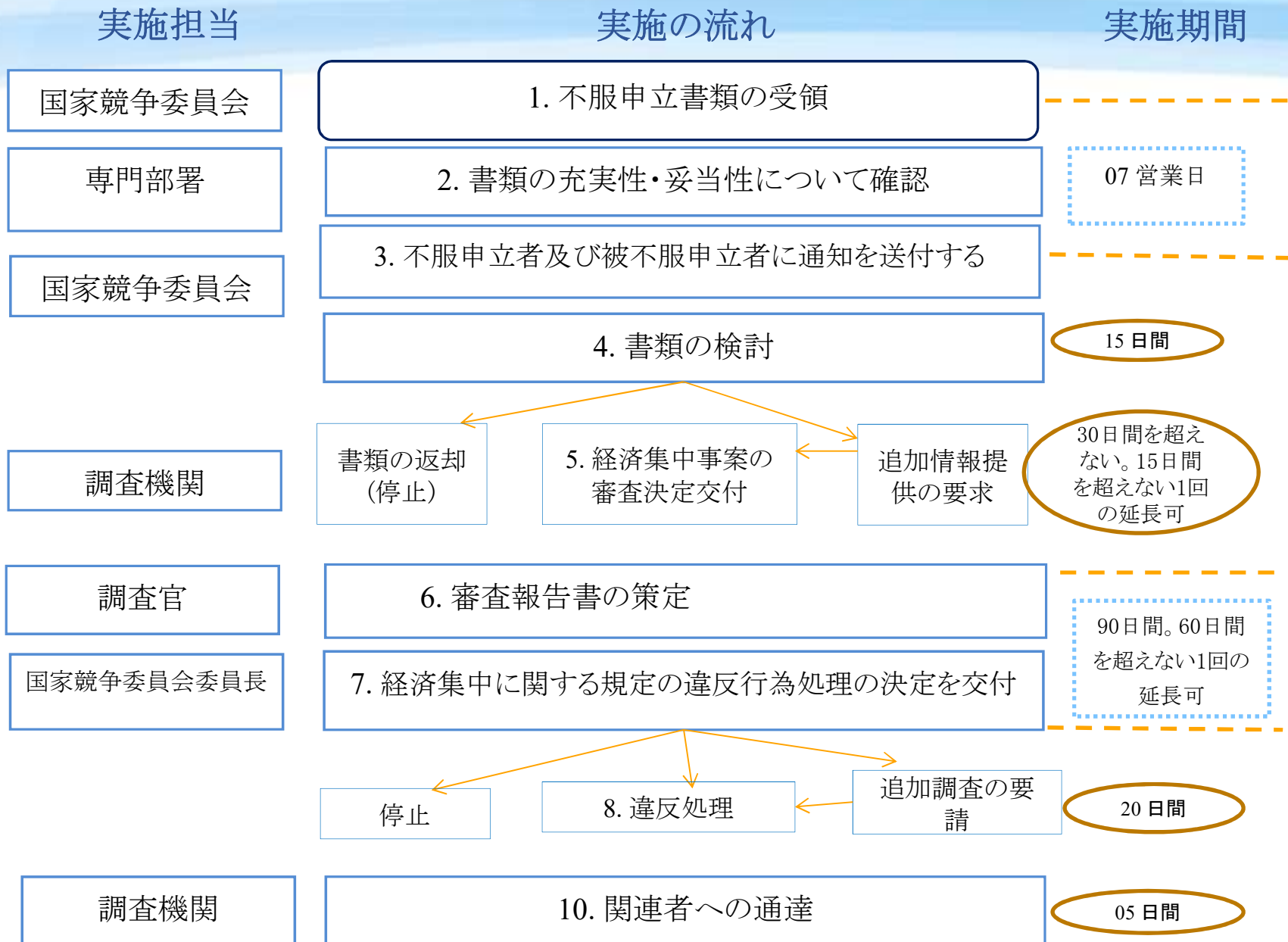
実施担当

実施の流れ

実施期間 ²²



5. 経済集中事件の審査手続・流れ及びその処理



ご清聴ありがとうございました！

お問合せ:

経済集中規制課

競争・消費者保護庁

商工省

住所: 25 Ngô Quyền, Hoàn Kiếm, Hà Nội

ĐT: 024.2220.5002